

『岡山市雨水流出抑制施設設置補助金制度』 を拡充しました



岡山市では、市、市民、事業者が一体となって浸水対策に取り組み、市民の安全で安心な暮らしができる岡山市を実現するため、「岡山市浸水対策の推進に関する条例」を制定しました。

条例の施行に伴い、敷地等の面積が3,000平方メートルを超える開発行為、建築行為等に対する雨水排水計画の協議が義務化されました。これにあわせて、雨水流出抑制施設新設事業に対する補助を平成30年4月1日から拡充しました。

●助成対象

- 敷地等の面積が3,000平方メートルを超える開発行為等を行う場合に、雨水流出抑制施設を新規に設置する事業
- 1ヘクタール当たりの貯留能力が、開発行為は300立方メートル、建築行為等は200立方メートルを有する雨水流出抑制施設

※すでに設置済の場合や技術基準に適合しない場合などは助成の対象になりません。
その他 助成には条件があります。詳しくは事前にお問合せ下さい。

●補助率

補助率は事業を実施するエリアによって異なります。

- 雨水事業計画区域内での事業 対象施設設置費用の3分の1(上限 500万円)
- 雨水事業計画区域外での事業 対象施設設置費用の6分の1(上限 250万円)

※エリアの概要については裏面をご覧ください。



